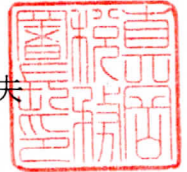


真法 1 第 2 0 3 号
平成 30 年 6 月 27 日

栃木県芳賀郡市貝町大字市塙3388番地 3
日下 篤 殿

真岡税務署長 町田 富二夫



酒 類 販 売 業 免 許 通 知 書

平成30年4月25日付で申請のあった芳賀郡市貝町大字市塙字正町3388番3（別紙の図面に記載の酒類販売場の位置）の酒類販売業免許については、下記条件を付けて平成30年6月27日付で免許しましたから、酒税法第21条の規定により通知します。

記

酒類の販売方法は、小売及び自らが開発した商標又は銘柄の酒類の卸売に限る。ただし、通信販売により小売する場合は次による。

- 1 販売する酒類の範囲は、カタログ等（インターネット等によるものを含む。）の発行年月日の属する会計年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。）の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、全て3,000キロリットル未満である酒類製造者が製造、販売する国産の果実酒に限る。
- 2 酒類の販売方法は、2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象としてカタログ等（インターネット等によるものを含む。）を使用して販売のための誘引行為を行い、通信手段により購入の申込みを受け、配達により商品の引渡しを行う小売販売で、かつ、酒類の購入申込者が未成年者でないことを確認できる手段を講ずる場合に限る。